

奈良県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 天理王寺線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
3	北葛城郡河合町大字川合（曾我川左岸）から北葛城郡河合町大字川合二二七番地先まで	一五・五 、 七〇・四	二二九・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の決定に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和二年三月十五日